

保護者の皆様へ

有田市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の判断について

このことについて、令和4年4月1日付け「新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の判断について（改訂）」、令和4年4月8日付け「新型コロナウイルス感染症への対応について」でお知らせしているとおおり、有田市教育委員会では、文部科学省が示したガイドライン（令和3年8月27日付）等に基づいて、判断を行っているところです。

先日、湯浅保健所と協議を行った結果、陽性者が判明した場合は、下記のとおり臨時休業の措置を検討することを確認しましたので、再度お知らせします。

記

1. 児童生徒や教職員に新型コロナウイルス感染症の陽性者を確認したとき

湯浅保健所を含む関係機関との、協議を行い、次のように対応します。

A	<p>学校内で感染が拡大する危険性があるため、<u>臨時休校（学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖）をする場合</u>（裏面「2.」参照）</p>	<p><u>臨時休校をする学校の保護者の皆様に、学校メールなどで必要な情報をお知らせします。</u></p> <p>学校から届く情報（学校メール・お便り・電話など）の取りあつかいには、十分注意していただき、冷静な対応をお願いします。</p>
B	<p>学校内で感染が拡大する危険性がなく、<u>臨時休校（学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖）をする必要がないと判断した場合</u></p>	<p><u>基本的に、保護者の皆様へのお知らせは起こりません。</u></p> <p>陽性者や濃厚接触者は、出席（出勤）停止とします。</p>

※ 『和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例』をふまえ、和歌山県庁が公表する内容以上の個人情報については、有田市教育委員会や学校から、公表したりお伝えしたりすることはできません。

（裏面へ続きます）

2. 学校で感染が広がっている可能性が考えられる場合の臨時休業の考え方

①濃厚接触者等の特定や消毒作業等を行い、全体像と、そのときの感染状況等を考慮しながら臨時休業を判断します。

期間：1～5日間程度

対象：学校全体もしくは、学年、学級

②全体像が把握され、なお感染が拡大している可能性がある場合は、次のように延長を判断します。

対象	学校もしくは、学年、学級の状況	延長する期間
学級閉鎖	<ul style="list-style-type: none"> ・同一学級において、<u>複数の児童生徒等の感染が判明したとき</u> ・感染者が1名でも、<u>周囲に未診断の風邪症状を有する者が複数いるとき</u> ・<u>濃厚接触者が複数存在するとき</u> ・その他、必要と判断するとき <p>※ただし、<u>学校へ登校していない者で、他への感染の危険性のない者の発症は除きます。</u></p>	1～5日間程度 ※地域の感染状況により7日程度
学年閉鎖	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>複数の学級が閉鎖するなど、学年全体で感染が広がっている可能性があるとき。</u> 	
学校全体の臨時休業	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>複数の学年を閉鎖するなど、学校全体で感染が広がっている可能性があるとき。</u> 	

※なお、このガイドラインは、今後の感染状況等によって変更する場合があります。